

# 大岬小学校 いじめ対策基本方針（令和6年4月改定）

## Ⅳ 稚内市立大岬小学校 学校いじめ防止基本方針

### 1 基本的理念

いじめは被害児童の学習権を著しく侵害し、心身の健全なる成長並びに人格形成に悪影響を及ぼすものであり、生命及び身体に甚大な危険をもたらす許されざる行為である。本校では、児童がいじめをすることなく、他者に対して行われるいじめを認識しながら見過ごすことがないように、人権的観点を踏まえ、いじめ防止対策並びに素地指導を行う。

### 2 学校の責務

全児童が安全安心な状況下で学習活動等に取り組めるために、保護者や地域住民並びに関係機関等との連携を積極的に図ってチーム力を発揮し、全身全霊でいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

いじめ等の疑いがある場合には、適切かつ迅速に対処して解決を図り再発防止に努める。

### 3 基本的方策

子育て平和宣言都市の公立小学校として、児童を地域ぐるみで育てる「子育て運動」の本質を踏まえる。

全ての児童の基本的人権が尊重される「学校づくり」を基盤とし、教職員研修・児童会活動・PTA活動の最重要テーマとして取り組む。

学校研究の主題「学びの主体者として仲間とともに学び合う子どもの育成」の実践を進めて、学び合う授業を通して「分からないことをばかにされない」「誰も置き去りにしない」学級づくり、「安心して『分からない』『教えて』と言える子ども同士の関係づくり、相手の立場に立って教えられる優しさを育む活動」、日常の授業を充実させる中で、いじめを許さない思考力・判断力・表現力等を養う。

本校の特色のある取り組み、縦割り班活動・地域学習・地引き網や思いやりを育む道徳教育の推進を通して、様々な年齢の子たちで関わること・地域に生きる人々について学ぶこと・生き物を大切に育て収穫することから自分の命が保たれていること・先人の知恵から学び感謝の気持ちをもつこと等を学び、人権尊重の精神を確立する。

宗谷岬や東浦の子どもたちを地域みんなで育てる「稚内市子育て運動」の伝統を大切にし、その理念を継承した「稚内型コミュニティ・スクール」の中学校区の活動を大切に「ネットいじめ」等の今日的課題に即応する。

沿岸子育て連協、沿岸保小中連協・東ブロック合同学習等のネットワークを活用して、「沿岸の力合わせで将来を担うやさしく・かしこく・たくましい子どもたちを育てる」取組とし、必要に応じて稚内市子ども支援指針に基づき、教育委員会や

教育相談所（SC、SSW）とも連携を図りながら、効果的に接続する。

#### 4 実践的取組

##### 【クライシス・マネジメント】

（危機は必ず発生するものという前提にもとづき、人や設備、教育活動が機能不全に陥ることを覚悟の上で、初期対応や二次被害の回避を行うこと）

- ・いじめ等の相談を受けた場合は、迅速かつ的確に事実確認を行う。
- ・「事実確認」と「指導」は区別して行う。
- ・事実確認に基づき、いじめ解消及び再発防止を図るため、被害児童・保護者に対する支援並びに加害児童への指導及び当該保護者への助言等を継続的に行う。
- ・被害児童が安心して学習に励むことができるように、必要に応じて、当該保護者と連携して別室学習や家庭学習も可能とする。扇動的・傍観的状况に合った児童への適切な指導及びカウンセリングにより全ての児童の心のケアを図る。
- ・いじめ事案についての関係者間の係争を防ぐために、当該事案に関わる情報を一元化して関係保護者と共有し、円滑な解決並びに再発防止に向けての学び合いの要素を大切にする。
- ・犯罪行為として認識されるいじめ等に関しては、稚内市教育委員会並びに稚内警察署と連携して対処するものとする。
- ・重大事案に関しては稚内市教育委員会と連携し、同市子ども支援指針に基づく公的組織を設置して事実関係を明確化する。また、必要に応じて、北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームに連携する。当該被害児童・保護者に対しては、必要な情報を適切に提供する。
- 「発生事例の聞き取り内容」「児童への指導内容」「保護者への連絡内容」「会議での確認内容」などについて、必ず記録を取る。
- 事例発生時には必ず教育委員会や教育相談所に報告する。

##### 【リスク・マネジメント】

（危機が発生する前に、それを回避するあるいは被害を最小限に抑えるため、さまざまな対策を講じること。）

- ・いじめの早期発見のために、授業中や休み時間などの児童の言動に気を配ったり、児童と一緒にいる時間を増やしたりする。
- ・北海道教育委員会からの定期調査（いじめアンケート）及び必要に応じて独自の調査を実施する。
- ・全児童対象に個別の二者面談を定期的に行うほか、保護者との面談を必要に応じて行い、共感的かつ的確なヒヤリングを実施する。
- ・児童や保護者からの訴えがあった場合は「重大事態に発展する可能性がある」と捉え、その日のうちに事実確認するなど、早急に対応する。「いじめ対策委員会」を開催し、事象を複数の視点で検証する。訴えてきた保護者には、未確認の内容も含め、**現時点までの進捗状況をその日のうちに報告する。**

- 日常的な職員朝会や分掌会議、生徒指導委員会、特別支援教育委員会等を活用して報告・連絡・相談機能を高め、きめ細かな情報交換を円滑に進めながら、児童の発する心のサインに即応できる状況を整える。
- 教職員相互の連携はもとより、カウンセラー等との外部機関との多面的・多角的な協働を図る。
- 定期的に研修やケース会議を行い、教職員のいじめに対する認識や意識を高める。
- 地域住民との対話の機会等を通して地域全体に視野を広げ、校外における児童の活動実態を的確に把握し、稚内市子ども安全育成センターとも効果的に連携する。
- 情報化が進展する中、ゲーム・スマホ・タブレット・インターネット等を活用した事案に対処できる教職員の資質向上に努め、ICT関係の研修への積極的な参加と還元を行う。
- 保護者との協働性をより一層高めるために、研修への参加を呼びかけて学び合いを促進し、効果的な共通指導ができる基盤を形成する。

## 5 実効的組織

- いじめ防止等を効果的に実現するため、宗谷岬・東浦地域や宗谷沿岸、稚内市の様々な組織と連携をし、日常的な交流や情報収集を行う。(以下、連携を図る関係団体)
  - ①稚内市教育委員会 ②稚内市教育相談所 ③稚内市教育委員会子ども課
  - ④宗谷岬町内会 ⑤東浦町内会 ⑥民生児童委員 ⑦主任児童委員
  - ⑧大岬小学校運営協議会 ⑨宗谷沿岸子育て連絡協議会 ⑩宗谷沿岸保小中連絡協議会 ⑪東ブロック校長会 ⑫東ブロック教頭会

## 6 評価・改善

本校のいじめ防止基本方針が的確に運用され、全児童が充実した学校生活を送ることができているかを客観的に確認するため、学校評価に相応の評価項目を設定し、PDCAサイクルに基づいて、検証・分析を加えながら改善を行うものとする。

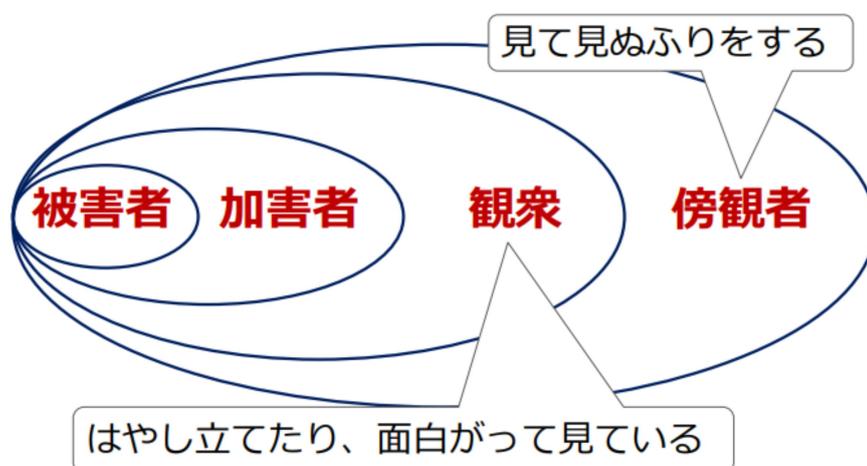
宗谷沿岸地区全ての子どもたちの健やかな成長を目指し、沿岸地域の小学校や宗谷中・宗谷保育所等との懇談を大切に、より実効性の高い取組を追求し続ける。

## ■未然防止の手立て

- いじめの起こらない学級・学校づくり
- 道徳科を中核とする道徳教育の充実
- いじめに対する教職員の感知能力の向上（校内研修の実施）
- 児童観察による子ども集団の状況把握
- いじめに対応する校内組織の立ち上げ
- ※いじめは、「集団の問題」と押さえ、学校全体で対応する。（後述）

## 2. いじめは集団の問題である

### （確認）いじめの四層構造 （1997 森田洋司 調査）



## ■早期発見・早期対応

いじめが判明したらその日（翌日）のうちに対応する。

### 《学級》

○対象児童に対して

#### ①事実確認

- ・何があったのか。何をされたのか。
- ・当該行動に至った理由やそのときの気持ち。

※「事実確認」と「指導」を区別して行う。

事実確認の最中に「〇〇はダメでしょ」「〇〇すべきだったんじゃないか」などの指導的な言葉を加えると、真実を話さなくなる。

#### ②指導

- ・どうすべきだったかを自身に考えさせる。
- ※教師も冷静に話を聴く。

#### ③必要に応じた謝罪

※強制ではなく自主的な行動を促す。

（本人が納得していない状況で無理に謝らせると、不満が残り問題の解決にはならない。）

## ○学級集団に対して

### ①事実の説明

- ・なぜ事例が起こったのか。
- ・当事者はどんな気持ちだったのか。

### ②意見交流

- ・他の児童はどう捉えているかを当事者に気づかせる。
- ※一方的な責任追及の場にならないように担任がコーディネートする。

### ③改善策

- ・同じ事が起こらないようにするために、これから学級としてどうしていけばよいのかを考えさせる。
- ※一人一人に、自分たちの問題として考えさせる。

## 《学校全体》

### ①事実確認と共有

### ②「いじめ対応委員会」の発足

### ③背景分析

- ・事象のみに捕らわれない。「なぜそのような行動を取ったのか」
- ・集団としての行動分析

### ④今後の対応策と指導の方針立て 対象児童、学級、学校

### ⑤当該児童の保護者への説明

- ・途中経過も含め、進捗状況をなるべく早く（できればその日のうちに）連絡する。
- ※事実確認ができていない状況下で保護者への連絡は伝える内容を吟味する。

### ⑥必要に応じて保護者説明会の実施

- ・事実の報告
  - ・今後の対応（学校としての対応、保護者への協力依頼）
- ※当事者（保護者、児童）の意向を尊重し、実施しないこともある。

## ■「校内いじめ対策委員会」

- ・設定 常設組織（年度初めに実施）
- ・構成員 校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、養護教諭  
将来的に（保護者代表、学校運営評議員）
- ・ねらい いじめ対策の方針確認
  - ・「大岬小学校いじめ防止対策の基本方針」の内容確認
  - ・研修計画の立案
- ・進め方 ①年度初めに職員会議で提案し、全教職員で確認する。  
②外部委員が含まれる場合は、改めて「校内いじめ対策委員会（仮称）」を実施し、保護者地域ともその内容について共有する。  
③年度末に基本方針の反省・検証する。

## ■「いじめ対応委員会」

- ・ 設定 発生時の対応組織として**即応的対応**を行う。
- ・ 構成員 校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、養護教諭、**学級担任**
- ・ ねらい 発生したいじめに対して組織的に対処する。
- ・ 進め方 ①事実確認  
②対応方針、指導方針を立てる。  
③具体的な対応を中心となって進める。

教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告、相談する。

※学級での問題を担任が個人の問題として抱え込むのは厳禁

※記録化を徹底する。(日時、対象者、そのときに状況、児童への指導事項、保護者への報告事項 など)

※最悪の結果を想定して、対処する。

※教育委員会等へは早めに報告する。

■いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」の活用

## 《資料》

### 1. いじめ対策に対する法的根拠

#### いじめ防止対策推進法第13条

「学校は、いじめ防止方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のために対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」

#### 【基本方針】

いじめ防止のための取組

早期発見・いじめ事案への対処の在り方

教育相談体制の確立

生徒指導体制の確立

校内研修体制の確立

#### いじめ防止対策推進法第22条

「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」

#### 【いじめの防止等のための基本的な方針（抄）】

○学校いじめ対策組織

- ・事実関係の把握
- ・いじめであるか否かの判断

文科省では、

「いじめ防止対策推進法」に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。

#### （ごく初期段階のいじめの具体例）

- ①授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
- ②AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

#### （好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合の具体例）

- ③AさんはBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で深く傷ついた。

④入学試験が近いにも関わらず、ゲームばかりをしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している高等学校に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Aさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。

法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である

子どもは未熟なので失敗をするけれど、やり直し、学び、変わることができる。私たちは、失敗させないのではなく、失敗を糧によりよい方向に導いていくことが教師（大人）の役目であることを強く自覚し合いたい。

#### ごく初期段階のいじめ①

授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。

→A、Bそれぞれの気持ちを想像させる。

どんな言い方が良かったのか、考えさせる。

#### ごく初期段階のいじめ②

AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

→A、Bそれぞれの気持ちを想像させる。

A、Bに学ばせること（望ましい行動）は何かを考えさせる。

#### 好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合③

AさんはBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で深く傷ついた。

→A、Bそれぞれの気持ちを想像させる。

（AはBの悩みに気づいていたか。別の言い方はなかったか）

（BはAの気持ちを理解していたか）

A、Bに学ばせること（望ましい行動）は何かを考えさせる。

#### 好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合④

入学試験が近いにも関わらず、ゲームばかりをしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している高等学校に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Aさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。

→A、Bそれぞれの気持ちを想像させる。

（Aは、Bがどんな気持ちで注意の言葉を受け止めていたか）

（Bは、Aがどんな気持ちで注意の言葉を伝えていたか）

Aはなぜゲームをやめられないのか。

Bの伝え方は真意が伝わるものだったか。

指導のポイントは「気持ちと気づき」「方法」

- 相手の気持ちを知ろうとする想像力 「なぜ」「どうして」
- 「気づき」 気づけば、行動に移せる。
- 正しい方法で伝える 「どうすれば良かった？」

※気持ちは変わる

最初は「相手のため」と思っている、それが思い通りにならないと「意地悪な気持ち」「相手をコントロールしようとする気持ち」が生まれてくる。大津市立中の生徒も初めは双方とも仲良く遊ぶ関係だったが、次第に変わっていき、暴力、恐喝へと発展してしまった。だからこそ、早い段階での解決が求められる。